

京都府食の安心・安全行動計画（案）

（平成19年度～21年度）

消費者の目線に立って「食」の安心・安全対策を進めます

平成18年12月

京 都 府

はじめに

京都府食の安心・安全推進条例(平成17年京都府条例第53号)に基づき、食の安心・安全の確保に関する取組を総合的かつ効果的に推進するため、平成19年度から平成21年度までの3年間の中期的な実行計画として、この計画を策定します。

生産から流通を経て、消費に至るまでの一貫した食の安心・安全の確保に関する取組は、行政はもとより、農林水産業者を含む食品関連事業者や消費者などの府民全体で一体となって推進する必要があることから、この計画は、府の取組及び府と府民とが連携した取組を内容としています。

また、この計画の実施に当たっては、府民の健康の保護が最も重要であるとの基本的認識のもとに、取組を進めます。

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
第1節 府における食の安心・安全確保に関する現状及び課題	1
第2節 基本的事項	2
第2章 取組の展開	4
第1節 安心・安全の基盤づくり	4
1 安全な食品の生産・製造・加工、流通の確保に向けた取組	4
より安全な農作物の生産に向けた取組	4
より安全な畜産物の生産に向けた取組	8
より安全な水産物の生産に向けた取組	10
より安全な加工食品の製造に向けた取組	11
2 生産・製造情報の提供による安心感向上のための取組	13
農畜産物の生産履歴情報の提供促進	13
加工食品における「きょうと信頼食品登録制度」の推進	16
3 環境に配慮した食品生産の取組	17
農畜産物の生産における取組	17
食品製造における取組	19
第2節 安心・安全の担保	20
1 食品衛生に関する監視・指導の充実・強化	20
農畜産物の生産段階における監視・指導	20
食品等の流通段階における監視・指導	22
2 BSE、高病原性鳥インフルエンザ等における予防対策の徹底、監視体制の確保	25
3 適正な食品表示の確保	27
第3節 信頼づくり	31
1 食の安心・安全に関する情報提供	31
2 顔の見える関係づくりの推進	33
3 食の安心・安全に関する知識の啓発・学習	35
4 府民参画の推進	37
第3章 行動計画の管理・公表	38
1 行動計画の管理・公表	38
2 実施状況の評価と翌年度計画への反映	38
【参考資料】用語集	39

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 府における食の安心・安全確保に関する現状及び課題

「食」を取り巻く現状

外食等の増加や、多様な加工食品が販売されるなどにより、便利な食生活を享受することが可能となりましたが、原材料を含め、輸入食品が増えてきていることなどもあり、食品に関するリスクは多様化しています。

そして、指定外添加物が使用された食品、農薬の残留基準値を超えている輸入野菜、摂取すれば健康被害が生じるおそれのある、いわゆる「健康食品」が流通したり、食品表示の偽装問題が発生したりして、食への不信や不安を招いています。

さらに、食品にかかわる問題が発生したときに、食品関連事業者による正確な情報の提供が十分でないことが、健康被害を拡大させる要因ともなっています。

一方、行政や食品関連事業者が行う安全性向上のための取組など食の安心・安全に関する情報の提供も十分ではなく、食品の安全性に対する消費者の理解も十分とは言えませんし、府の食の安心・安全の施策検討における府民参画も十分には進んでいません。

4つの課題

「食」を取り巻く現状には、次の4つの課題があります。

- 1 食品の生産、製造等において、科学的知見に基づく食品のリスクを管理する手法を導入することにより、食品の安全性を高水準で確保することが必要です。
- 2 食品関連事業者が行っている「食品の安全性」確保に関する取組が、府民に見えるよう、情報提供を促進し、「食の安心」につなげる工夫が必要です。
- 3 消費者の視点に立って、より効率的で効果的な食品の監視及び指導を行うことにより、食品の安全性を担保し、「食の安心」につなぐことが必要です。
- 4 行政から食の安心・安全に関する情報を積極的に提供し、府民参画を促進することが必要です。
また、消費者と食品関連事業者との交流促進、学習機会の提供等により、消費者においても自らの理解を深めることが必要です。

4つの課題を解決するため、次に掲げる事項を柱として取組を進めていきます。

1 安心・安全の基盤づくり

食品の安全性を高水準で確保するため、生産から消費に至る行程の各段階に応じた食品関連事業者による安全性向上についての取組を促進します。

2 安心・安全の担保

行政の役割として、生産から消費までの一貫した監視、指導及び検査を行い、その結果を迅速に情報提供します。

3 信頼づくり

食の安心・安全に関する情報提供を積極的に行うとともに、府民からいただいた意見を京都府食の安心・安全行動計画等に反映するなど、府民参画を進めていきます。

また、食品関連事業者と消費者との交流、消費者による学習活動など、顔の見える関係づくりを進めることによって、食品関連事業者と消費者との信頼関係を築いていきます。

食品関連事業者

食品に携わっている事業者すべてを指します。食品製造事業者はもちろん、農林水産業者や流通関係事業者なども含みます。

第2節 基本的事項

1 計画の対象期間

この計画の対象となる期間は、平成19年度から平成21年度までの3年間です。なお、必要に応じて見直しを行い、継続して計画を策定していきます。

2 成果目標

府内産食品（農林水産物を含む。）を安心であると感じる府民の割合を、平成21年度には「7割以上」とします。

3 取組の展開

安心・安全の基盤づくり

1 安全な食品の生産・製造・加工、流通の確保に向けた取組

- より安全な農産物の生産に向けた取組
- より安全な畜産物の生産に向けた取組
- より安全な水産物の生産に向けた取組
- より安全な加工食品の製造に向けた取組

2 生産・製造情報の提供による安心感向上のための取組

- 農畜産物の生産履歴情報の提供促進
- 加工食品における「きょうと信頼食品登録制度」の推進

3 環境に配慮した食品生産の取組

- 農畜産物の生産における取組
- 食品製造における取組

安心・安全の担保

1 食品衛生に関する監視・指導の充実・強化

- 農畜産物の生産段階における監視・指導
- 食品等の流通段階における監視・指導

2 BSE、高病原性鳥インフルエンザなどの予防対策の徹底、監視体制の確保

3 適正な食品表示の確保

信頼づくり

1 食の安心・安全に関する情報提供

2 顔の見える関係づくりの推進

3 食の安心・安全に関する知識の啓発・学習

4 府民参画の推進

第2章 取組の展開

第1節 安心・安全の基盤づくり

食品の安全性を高水準で確保するため、生産から消費に至る行程の各段階に応じた食品関連事業者による安全性向上についての取組を促進します。

1 安全な食品の生産・製造・加工、流通の確保に向けた取組

現 状

- (農産物) 生産量や品質の安全性などを確保するため、農薬の適正使用を指導しています。
- (畜産物) 家畜疾病を予防するため、飼養衛生管理について定期的に指導するとともに、動物用医薬品の適正使用を指導しています。
- (水産物) 動物用医薬品の適正使用を指導するとともに、京都府漁業協同組合連合会等の販売事業担当者を対象にした講習会を開催するなど、衛生的な食品の管理を指導しています。
- (加工食品) 食品関連事業者の自主衛生管理運動や食品の品質管理水準を向上させる取組を推進しています。

より安全な農産物の生産に向けた取組

病虫害発生予察情報等を活用した効果的な病虫害防除により、農薬使用量を減少させる取組を推進します。

地域ごと、作物ごとに「栽培ごよみ」(病虫害・雑草の防除マニュアル)を作成し、農家に配布・指導を行い、適正な農薬使用を徹底します。また、研修会等や現地での指導の際の手引として使用します。

ポジティブリスト制度が導入されたことに伴い、「栽培ごよみ」の中で、農薬の飛散などに関する留意点について、より充実させた内容としています。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備 考
栽培ごよみの作成点数	200種類	200種類	200種類	200種類	農産流通課

(次のページに続きます。)

(続 き)

ポジティブリスト制度

残留基準が定められている農薬等をリストとして示し、それ以外の農薬等が残留する食品の販売等を原則として禁止する制度。

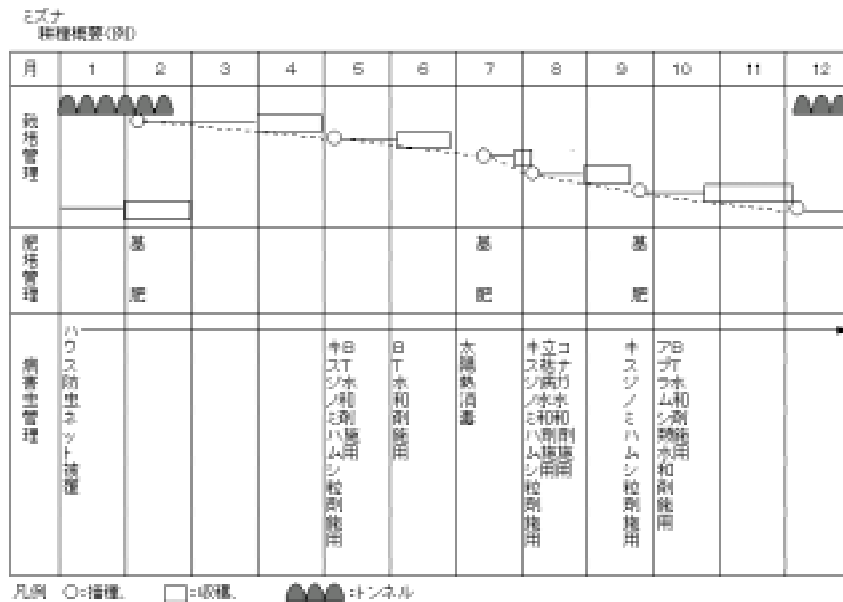
平成15年の食品衛生法(昭和22年法律第233号)の改正により、食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品について、原則としていわゆる一律基準(0.01ppm)で規制し、残留等を認めるものについてリスト化するポジティブリスト制度が導入されています。これにより、残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通が原則として禁止されています。

【数値目標の根拠】

栽培ごよみの作成点数

農薬の使用については、作物ごと、地域ごとに異なるため、約660の暦を作成しており、この暦を3年に1回見直すことを目標にしています。

[栽培ごよみ(みず菜)](例)



[ポジティブリスト制度導入に伴う農薬散布研修会]



農薬販売者等に対する講習会や農薬管理指導士認定試験の実施により、農薬取扱者の資質の向上を図ります。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
講習会の参加者数	600名	600名	600名	600名	農産流通課
農薬管理指導士の認定者数 (累計数)	680名	730名	780名	830名	農産流通課

農薬管理指導士

農薬に関する専門的な知識を有し、農薬の取扱い等に関する安全性の確保について強い意欲を持っている者であって、講習会を受講し、知事が認定した者

【数値目標の根拠】

講習会の参加者数

平成17年度の参加実績（約500名）から平成18年度には啓発活動により100名の増加を図り、平成21年度まで継続して希望者すべてが参加できる体制を維持することを目標にしています。

農薬管理指導士の認定者数

多くの関係者に制度を知ってもらい、現在の認定者数（約630名）から増加するよう努めています。

希望者すべての受験受入体制を整え、毎年50名ずつ増加させることを目標にしています。

[農薬販売者等に対する講習会]



米や野菜の安全性を確認するために農業団体が取り組む残留農薬検査を推進します。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
米の検査件数	20ロット	20ロット	20ロット	20ロット	農産流通課
野菜の検査実施団体数 (累計数)	計画策定	2団体	2団体	2団体	農産流通課

【数値目標の根拠】

米の検査件数

地域ごと（京都山城、南丹、中丹、丹後）の主要品種と生産量とを勘案して、品種ごとに1～2ロットのサンプル抽出を行うこととし、合計分析ロット数20ロットを目標にしています。

野菜の検査実施団体数

計画に基づき、京都府農薬飛散防止対策協議会（府内の農業関係機関・団体及び府で構成される協議会）と農業協同組合が連携して、府内産野菜における農薬の残留検査等に取り組むことを目標にしています。

農作物における総合的な品質管理手法（適正農業規範：GAP）に係る点検シートを主要な作物ごとに作成し、普及していきます。併せて、その手法を導入するモデル農家を育成します。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
適正農業規範の実践農家戸数 (累計数)	規範の作成	120戸	240戸	380戸	農産流通課

適正農業規範（GAP）

農産物の安全性を確保するため、生産段階に加え、洗浄・選別・保管・出荷・輸送までの各段階を総合的にリスク管理する手法

【数値目標の根拠】

適正農業規範の実践農家数

品質管理の向上に意欲的な「エコファーマー」（380名；18ページで語句説明）全員が、平成21年度までに取り組むことを目標にしています。



【『食品安全のためのGAP』パンフレット（表紙）】

より安全な畜産物の生産に向けた取組

畜産農家を定期的に巡回指導し、国が定める家畜の飼養衛生管理基準の順守を全戸（牛300戸、豚25戸、鶏（千羽以上飼養）85戸、鶏（千羽未満飼養：愛玩鶏を含む。）2,100戸）に徹底します。

飼養衛生管理基準

伝染病予防を目的として、畜舎の清掃・消毒、野生動物の侵入防止等について、家畜（牛、豚、鶏）を飼養している者が順守すべき管理項目を定めた国の基準

[家畜の飼養衛生管理基準について（表紙）]



[畜産農家に対する巡回指導]



畜産物の生産における高度な衛生管理システムを導入したモデル農家を増加させます。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
衛生管理システムの普及戸数 (累計数)	15戸	20戸	24戸	28戸	畜産課

畜産物の生産における衛生管理システム

家畜伝染病の予防及び安全な畜産物の生産のため、微生物が侵入しないよう消毒の必要な場所や消毒回数等を管理する項目を定め、その記録から保存までを行うシステム

【数値目標の根拠】

衛生管理システムの普及戸数

モデル農家は、410戸の畜産農家（牛300戸、豚25戸、鶏（千羽以上飼養）85戸）のうち、乳用牛50頭、肉用牛100頭、豚1,000頭、鶏1万羽のいずれか以上を飼養している農家（約80戸）を対象に順次導入することを目標にしています。

畜産農家のうち、動物用医薬品の使用頻度が高いところ（牛及び豚については全戸（牛300戸、豚25戸）、鶏については千羽以上飼養している全戸（85戸））を巡回監視・指導し、適正な使用を徹底します。

[動物用医薬品]



より安全な水産物の生産に向けた取組

水産養殖事業者を巡回指導し、動物用医薬品の適正な使用を徹底します。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
水産養殖事業者の巡回指導件数	20件	20件	20件	20件	水産課

【数値目標の根拠】

水産養殖事業者の巡回指導件数

府内の養殖業者（約40業者；この中には、河川等における養殖事業者を含みます。）を2年に一度、巡回指導することを目標にしています。

水産生鮮品における衛生管理についての意識の向上を図るため、京都府漁業協同組合連合会等の販売事業担当者を対象とした講習会を開催します。

また、水産加工品における衛生管理についての意識の向上を図るため、水産加工事業所の役職員を対象とした講習会を開催します。

〔講習会のイメージ〕



より安全な加工食品の製造に向けた取組

食品関連事業者が業種ごとに「京の食品安全管理プログラム」を作成し、食品の品質管理水準を向上させる取組及び事業者のCSR（企業の社会的責任）についての意識を高める取組を推進します。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
業種ごとの手引の作成数 (累計数)	10業種	20業種	30業種	30業種	プロジェクト

京の食品安全管理プログラム

「食品衛生新5S」（食品工場を清潔に保つため、「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」の手順をルール化したもの）を基本として、京都府内の実態に即した品質管理システムの導入手順を手引にしたもの

プロジェクト：「食の安心・安全プロジェクト」の略

【数値目標の根拠】

業種ごとの手引の作成数

食品関連事業の主要業種（30業種）について作成予定であり、平成18年度から平成20年度まで毎年度10業種ずつ作成することを目標にしています。



[京の食品安全管理プログラム（表紙）]

食品関連団体・事業者が開催する研修会及び講習会に講師を派遣し、食品の安全性の確保についての意識の向上を図ります。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
講師の派遣回数	80回	80回	80回	80回	生活衛生室

【数値目標の根拠】

講師の派遣回数

食品衛生講習会等への講師派遣の依頼については、要請どおり対応し、平年ベースでの依頼件数を目標にしています。

食品衛生指導員、食品衛生推進員（京の食“安全見はり番”）等と連携し、食品関連事業者の自主衛生管理運動を推進します。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
食品衛生指導員又は食品衛生推進員による指導件数	4,000件	4,500件	5,000件	5,000件	生活衛生室

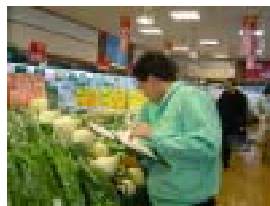
食品衛生指導員、食品衛生推進員（京の食“安全見はり番”）
 ともに営業者等に対して、自主的な衛生管理の推進のための指導・助言を行う者
 食品衛生指導員：社団法人食品衛生協会等が行う指導員養成教育の課程を修了した者
 食品衛生推進員（京の食“安全見はり番”）
 ：社団法人食品衛生協会の推薦に基づき、知事が委嘱した者

【数値目標の根拠】

食品衛生指導員又は食品衛生推進員による指導件数

指導対象施設（約13,000件）のうち、食中毒が発生する可能性が高い業種を中心に、効果的な指導・助言を実施することを目標にしています。

【京の食“安全見はり番”による巡回・活動状況】

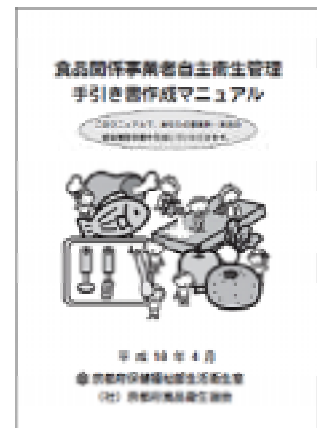


食品関連事業所における「衛生管理基準」の順守を徹底し、「自主衛生管理手引き書作成マニュアル」等に基づき食品関連事業所を巡回指導していきます。

衛生管理基準

「食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例」（平成12年京都府条例第5号）に基づく基準で、計画的な衛生管理の実施、製品等の自主検査の実施などを定めています。

この基準に基づき、食品関連事業者がより安全性の高い衛生管理を行うよう、府は、わかりやすい手順書として「自主衛生管理手引き書作成マニュアル」を作成・配布しています。



【自主衛生管理手引き書作成マニュアル（表紙）】

2 生産・製造情報の提供による安心感向上のための取組

現 状

農産物の生産工程に対する信頼を確保するため、栽培履歴についての記帳運動の推進や情報を提供するシステムの導入が進められており、既に、米、ブランド京野菜（みず菜、壬生菜等）については、農業団体（全農京都府本部）から生産履歴の情報が提供されています。

また、BSEの発生に対応し、牛肉のトレーサビリティシステムが既に導入されており、出荷月日や管理者などの情報が提供されています。

農畜産物の生産履歴情報の提供促進

府内産の米、京野菜等の生産履歴情報について、開示する数量・導入品目数等を増加させます（トレーサビリティシステムの促進）。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備 考
【米】 農協系統での 取組の普及 （流通量） 【うるち、もちの出荷契約米】	16,900t	17,900t	18,900t	19,900t	農産流通課
大規模稲作農 家・農業法人 での取組数 （累計数）	個別農家用 システムの 基準づくり	試行農家 3戸	3戸	3戸	農産流通課
【野菜】 システムの 導入品目数 （累計数）	8品目	9品目	9品目	9品目	農産流通課 計画 聖護院大根
システムの 導入作付面積	167ha	176ha	176ha	176ha	

トレーサビリティ（生産履歴情報追跡）システム
食品の生産・加工・流通の各段階で記録をとり、管理することによって、食品がたどってきた過程を追跡可能にするシステム



【京のブランド産品】

（ 次のページに続きます。）

(続 き)

【数値目標の根拠】

農協系統での取組の普及

全農京都府本部では、平成21年度には、出荷契約米計画量(19,900t)の生産履歴開示率を100%にすることを目標とし、平成19年度にはその目標とする量の90%、平成20年度には95%にすることを目標にしています。

大規模稲作農家・農業法人での取組数

個別農家でのトレーサビリティシステムについては、標準的な基準がなく、実践事例も少ないため、平成18年度に基準づくりの検討を行い、平成19年度に少数農家(3戸)でモデル的に実施した上で、その3戸について本格実施することを目標にしています。

システム導入品目数(システムの導入作付面積)

京のブランド産品21品目のうち、ブランド産地のない、くわい、金時人参を除いた産品を情報開示の対象品目(19品目)とし、そのうち生産出荷量の多い上位9品目(みず菜、壬生菜、紫ずきん、万願寺とうがらし、賀茂なす、京山科なす、花菜、堀川ごぼう、聖護院大根)を対象にすることを当面の目標にしています。

クリーンで安心・安全な宇治茶を生産・流通させるため、すべての茶生産農家(約1,900戸)が生産履歴を記帳します。

[宇治茶の収穫状況]



全府内産牛肉でのトレーサビリティシステムが適正に運用されるよう、牛を飼養している畜産農家全戸（300戸）の指導を徹底します。

[耳標（個体識別番号が印字）を装着した牛]



トレーサビリティシステム及び生産情報提供システム（畜産農家の衛生管理等の情報を提供するシステム）が実施される鶏卵・鶏肉の流通量を増加させます。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
システムが実施される鶏卵量	11.9千t	12.0千t	12.0千t	12.0千t	畜産課
システムが実施される鶏肉量	モデル実施	3,500t	4,600t	4,600t	畜産課

【数値目標の根拠】

システムが実施される鶏卵量

府内で生産され、府内で流通している鶏卵の推定量15,300tのうち、平成21年度までに80%に当たる12,000t（府内消費量（36,000t）の33%）を目標にしています。

システムが実施される鶏肉量

府内で食鳥処理され、府内で流通している鶏肉の推定量5,700tのうち、平成21年度までに80%に当たる4,600t（府内総消費量（25,000t）の18%）を目標にしています。

加工食品における「きょうと信頼食品登録制度」の推進

「きょうと信頼食品登録制度」の普及を図り、登録食品数を増加することで生産・製造情報を提供する取組を推進します。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
登録食品業種数 (累計数)	10業種	20業種	30業種	30業種	プロジェクト
登録食品数 (累計数)	100件	200件	300件	400件	プロジェクト

きょうと信頼食品登録制度

府が定める基準（京の食品安全管理プログラム）を満たす水準の品質管理を行い、生産・製造情報を提供できる食品を登録し、府民にその情報を提供する制度

【数値目標の根拠】

登録食品業種数

食品関連事業の主要業種（30業種）について登録基準を設定する予定であり、平成18年度から平成20年度まで毎年度10業種ずつ設定することを目標にしています。

登録食品数

食品関連団体に加入する約2,000件のうち、その50%が登録制度に参加できる水準にあることを考慮し、平成18年度から毎年度100件ずつ登録することを目標にしています。

【登録食品マーク】



3 環境に配慮した食品生産の取組

現 状

- (農産物) 土づくりを基本にした農薬・化学肥料の使用量を減少させる取組である「京都こだわり農法」や、農業用廃プラスチックの回収などの環境への負荷を軽減する取組が広がりを見せています。
- (畜産物) 環境規範に基づく飼養管理を行うモデル農家を増加させるよう努めています。
- (水産物) 漁場環境が良好に保持されるよう、養殖密度の適正化などについて指導しています。
- (食 品) 環境に配慮した食品生産の取組を推進しています。

農畜水産物の生産における取組

施肥（作物に肥料を与えること。）が過剰とならないよう農地の土壌分析を実施します。
また、環境にやさしい技術の効果の確認と普及のため、実証ほを各地に設置します。

研究機関において開発された農薬・化学肥料の使用量を減少させる栽培技術も活用し、土づくりを基本にした「京都こだわり農法」を推進します。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備 考
「京都こだわり農法」による栽培面積	280ha	300ha	300ha	300ha	農産流通課

京都こだわり農法
優れた品質や生産力の強化によるブランド力の向上を図るため、伝統農法と最新技術を組み合わせ、農薬・化学肥料の使用量を減少させる農法

【数値目標の根拠】

「京都こだわり農法」による栽培面積

「京都こだわり農法」を取り入れた農産物の栽培面積を平成19年度には増加させ、その栽培面積を維持することを目標にしています。

【「京都こだわり農法」による栽培状況】



環境にやさしい農業に取り組むエコファーマーの認定戸数を増加させます。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
エコファーマーの認定戸数 (累計数)	350戸	360戸	370戸	380戸	農産流通課

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」(平成11年法律第110号)に基づき、「土づくり」、「化学農薬を減らす栽培」、「化学肥料を減らす栽培」の3つの技術を組み合わせた環境にやさしい農業についての導入計画を作成し、知事の認定を受けた農業者の愛称。認定を受けると、認定対象品目の出荷袋等に、エコファーマーのマーク(全国共通)を貼付できます。

【数値目標の根拠】

認定戸数

農家が自主的な取組によって申請する制度であるため、制度の必要性について普及・啓発を行い、認定農家を増加させることを目標にしています。



【エコファーマーマーク】

環境との調和がとれた畜産経営を行うために必要な項目を定めた環境規範に基づく飼養管理を行うモデル農家を増加させます。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
取組モデル畜産農家数 (累計数)	10戸	15戸	20戸	25戸	畜産課

畜産物の飼養管理に係る環境規範

畜産農家が環境との調和がとれた畜産経営を行うために必要と国が認めた項目(家畜排せつ物の適正な管理 悪臭・害虫の発生防止 家畜排せつ物の利活用の推進など)についての規範のこと。

(次のページに続きます。)

(続 き)

【数値目標の根拠】

取組モデル畜産農家数

モデル農家は、410戸の畜産農家（牛300戸、豚25戸、鶏（千羽以上飼養）85戸）のうち、牛10頭、豚100頭、鶏2千羽のいずれか以上を飼養している農家（約240戸）；「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律第112号）に基づく対象農家）を対象に、毎年度5戸ずつ導入することを目標にしています。



[堆肥化处理の調査]

水産養殖事業者に対して、適正な養殖密度による管理が行われるよう巡回指導を徹底します。

取組目標	計画	計画	計画	⑳計画	備考
水産養殖事業者の巡回指導件数	20件	20件	20件	20件	水産課

【数値目標の根拠】

水産養殖事業者の巡回指導件数

府内の養殖業者（約40業者）を2年に一度、巡回指導することを目標にしています。

食品製造における取組

リサイクルの推進を行っている食品関連事業所を「エコ京都21」に基づく事業所として認定・登録し、環境に配慮した食品生産の取組を推進します。

エコ京都21

環境に配慮した取組を行っている事業所を知事が認定・登録する制度。地球温暖化防止部門（地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組んでいる事業所等）、循環型社会形成部門（循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出削減に積極的に取り組んでいる事業所等）とエコスタイル部門（地域に密着し、又は創意あふれる環境配慮活動を行っている事業所等）の3部門があります。



[エコ京都21マーク]

第2節 安心・安全の担保

行政の役割として、生産から消費までの一貫した監視・指導・検査を行い、その結果を公表します。

1 食品衛生に関する監視・指導の充実・強化

現 状

- (農産物) 農薬の販売業者や使用者、肥料生産業者を対象とした立入検査を実施しています。
- (畜産物) 「家畜伝染病予防法」(昭和26年法律第166号)に基づく監視により、生産段階での食品の安全性確保に努めています。
- (食 品) 「食品衛生法」に基づき、食中毒の発生防止や不良食品の排除、食品の安全性確保のため、生産・製造・加工・調理・販売施設の監視・指導を行い、安心・安全の確保に努めています。
また、いわゆる健康食品と称されるものの中には、医薬品と思われるような効能をうたったり、効果をより高めるために医薬品成分を混入させているものが確認されたりしていることから、インターネットでの販売を含めて、監視を行っています。

農畜産物の生産段階における監視・指導

農薬の販売業者等を立入検査し、無登録農薬等の流通を防止します。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備 考
農薬取締法に基づく立入検査件数	250件	250件	250件	250件	農産流通課
肥料取締法に基づく立入検査件数	10件	10件	10件	10件	農産流通課

【数値目標の根拠】

農薬取締法に基づく立入検査件数

指導の対象となる農薬の販売業者等(815件)について、3年に1回、立入検査することを目標にしています。

肥料取締法に基づく立入検査件数

新規の登録者等及び更新の登録者に対し、登録等がされるごとに立入検査することを目標にしています。

全国調査の一環として、農地土壌中のカドミウム等の含有量を定点監視します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
モニタリング調査点数	13点	6点	未定	未定	農産流通課

【数値目標の根拠】

モニタリング調査点数

全国で行われる調査（土壌機能モニタリング調査）であり、府内でのあらかじめ定められた調査箇所を地域別に5年に1回調査することを目標にしています。平成20年度以降については、府の実態と合わせ、今後どのように調査を行うかなどの取組の方向性について検討する予定です。

畜産農家に対する巡回監視・指導、予防検査等により、徹底した家畜伝染病予防対策を行います。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
予防検査実施の頭羽数（延べ検査数）	23千頭・羽	23千頭・羽	23千頭・羽	23千頭・羽	畜産課

【数値目標の根拠】

予防検査実施の頭羽数

家畜伝染病予防法の対象となる伝染病についての検査対象家畜数を目標にしています。

なお、伝染病ごとに、どのような家畜を検査するのかについては、法律等で要件が定められています。

頭羽数の内訳；牛10,500頭、馬350頭、豚2,700頭、鶏8,500羽、蜂900群

検査する病気；牛：結核病など、馬：伝染性貧血、豚：コレラ等、鶏：ニューカッスル病等、蜂：腐そ病等

〔鶏のニューカッスル病検査〕



〔牛の結核病検査〕



〔蜂の腐そ病検査〕



食品等の流通段階における監視・指導

検査内容の多様化・高度化に対応できる検査体制（機器整備及び高度な検査技術）を確保し、府民の意見を反映させた年間計画（食品衛生監視指導計画）に基づき、食品（農林水産物を含む。）の収去検査を効果的に実施します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
食品の収去検体数	1,450件	1,450件	1,450件	1,450件	生活衛生室
対象食品等の区分					
農産物	260	260	260	260	
畜産物	126	126	126	126	
水産物	44	44	44	44	
加工食品	923	923	923	923	
その他	97	97	97	97	
国産、輸入別の区分					
国産	1,340	1,340	1,340	1,340	
輸入	110	110	110	110	

【数値目標の根拠】

食品の収去検体数

検査機器の能力を最大限に活用した場合の検体数を目標にしています。

〔府保健環境研究所での遺伝子組換え食品の検査〕



食中毒等の事件発生時には、緊急検査を実施し、原因究明に努めます。

〔保健所での食中毒の検査〕



食品関連事業所について、「衛生管理基準」等の順守が徹底されるよう監視・指導します。(再掲 P.12)

広域的で大量に流通する食品を製造する施設等を対象として、各保健所の連携により構成される「食品衛生監視機動班」を3班(府内北・中・南部)編成し、監視・指導及び収去検査を実施します。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
対象事業所数	30件	40件	40件	40件	生活衛生室

【数値目標の根拠】

対象事業所数

食品衛生法に基づいて認証されたHACCP施設、大規模食品製造施設、大規模給食施設等を対象に、約40事業所(南部20件、中部10件、北部10件)を目標として監視指導を行います。

HACCP(ハサップ; 危害分析重要管理点方式)

食品の安全性を高度に保障する衛生管理手法の一つ。

製造工程の各段階で発生する危害を分析し、その中でも極めて重要な危害の発生を防止できるポイントを重要管理点として定め、重点的に管理することにより、製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保する手法

[給食施設での抜き取り検査]



毎年7月から9月までを「食中毒予防推進強化月間」とし、食品関連事業者に対する集中的な監視・指導を行います。
 また、食品、添加物等について、毎年、食品の流通量が多くなる年末において、一斉調査を実施します。

[食中毒予防のための街頭啓発]



無承認・無許可医薬品の疑いのある、いわゆる「健康食品」について、販売業者に対する立入検査及びインターネット販売に関する監視を実施します。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
監視件数	400件	400件	400件	400件	薬務室

【数値目標の根拠】

監視件数

インターネット販売に関する監視を行い、無承認・無許可の医薬品等に該当するものを確認した場合はすべて指導している状況であり、平年ベースでの監視件数を目標にしています。

2 BSE、高病原性鳥インフルエンザ等における予防対策の徹底、監視体制の確保

現 状

国内におけるBSEや高病原性鳥インフルエンザの発生を契機として、食品の安全性についての府民の関心が高まる中で、牛については、24箇月齢以上の死亡牛と、と畜場で処理されるすべての牛に対して、BSE検査を実施しています。

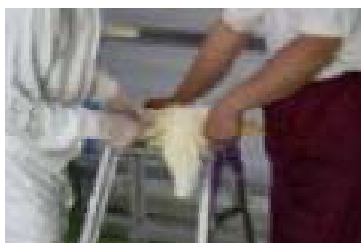
鶏については、府内での高病原性鳥インフルエンザにおける経験をもとに、対応マニュアルを作成するとともに、養鶏場からの鶏の死亡状況を含めた飼養状況の定期報告と大規模食鳥処理場におけるスクリーニング検査を実施しています。

高度な検査機器を配備した中丹家畜保健衛生所を核として、関係機関との連携により設置された「広域防疫対策センター」の活動により、家畜伝染病の迅速で的確な診断及び発生時の防疫のための体制を確保します。

養鶏農家による府家畜保健衛生所への定期報告、簡易検査の実施等により食鳥肉に対する安心・安全を確保します。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
養鶏農家（千羽以上飼養）の全戸（85戸）への巡回指導回数	年4回	年4回	年4回	年4回	畜産課
養鶏農家（千羽未満飼養）及び愛玩鶏の飼養者の全戸（2,100戸）への巡回指導回数	年1回	年1回	年1回	年1回	畜産課
養鶏農家モニタリング検査実施戸数	毎月4戸	毎月4戸	毎月4戸	毎月4戸	畜産課
養鶏農家（千羽以上飼養）の全戸（85戸）への鶏の抗体検査実施回数	年4回	年4回	年4回	年4回	畜産課

[養鶏場での血液採材]



(次のページに続きます。)

(続 き)

【数値目標の根拠】

養鶏農家（千羽以上飼養）の全戸（85戸）への巡回指導回数

上記養鶏農家全戸に対し、年4回巡回指導することを目標にしています。

養鶏農家（千羽未満飼養）及び愛玩鶏の飼養者の全戸（2,100戸）への巡回指導回数

上記養鶏農家・家きん飼養者全戸に対し、年1回巡回指導することを目標にしています。

養鶏農家モニタリング検査実施戸数

各地域（京都山城、南丹、中丹、丹後）において、1戸ずつ毎月実施することを目標にしています。

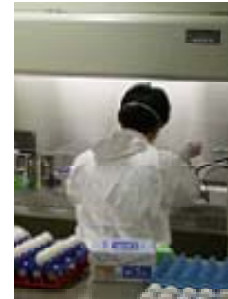
養鶏農家（千羽以上飼養）の全戸（85戸）への鶏の抗体検査実施回数

上記畜産農家全戸に対し、年4回抗体検査することを目標にしています。

【中丹家畜保健衛生所】



【鳥インフルエンザの検査】



府内2箇所のと畜場におけるBSE全頭検査を堅持するなど、牛肉に対する安心・安全確保を徹底します。

【BSEの検査】



3 適正な食品表示の確保

現 状

適正な食品表示の確保は、食品の安全性や品質に対する信頼性を確保する上で重要ですが、関係する法律は多岐にわたり、内容も複雑なため、食品関連事業者の食品表示制度に対する理解と認識は進んでいるとは言えません。このため、食品表示についての啓発活動や指導を行っています。

また、アレルギー性物質を含む食品、遺伝子組換え食品及び食品添加物等、消費者の関心の高い食品表示事項について、原材料の使用実態との整合性を図るため、監視・指導を行っています。

食品関連事業者及び消費者を対象とした研修会を開催し、食品表示についての正しい知識を普及・啓発します。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備 考
研修会の開催回数	4回	4回	4回	4回	生活衛生室 消費生活室 農産流通課

【数値目標の根拠】

研修会の開催回数

適正な食品表示を周知するため、各広域振興局において、年4回開催することを目標にしています。

[広域振興局での研修会]



原産地表示、アレルギー性物質を含む食品及び添加物の適正な表示等を確保するため、食品関連事業者に対する監視・指導を行います。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
原産地表示等に係る指導・啓発店舗数	140店	150店	150店	150店	農産流通課
アレルギー性物質を含む食品・添加物等に係る監視施設数	200施設	200施設	200施設	200施設	生活衛生室
保健機能食品、いわゆる「健康食品」に係る監視店舗数	150店	150店	150店	150店	健康増進室 薬務室

【数値目標の根拠】

原産地表示等に係る指導・啓発店舗数

食品販売者の意識及び府民の関心等を考慮して指導・啓発する内容を定め、実施することを目標にしています。

アレルギー性物質を含む食品・添加物等に係る監視施設数

食品製造施設2,400施設のうち、菓子（パンを含む。）製造業、惣菜製造業等の施設を中心に、対象施設の約1割を抽出して監視することを目標にしています。

保健機能食品、いわゆる「健康食品」に係る監視店舗数

ちらし等の広告を監視し、無承認・無許可の医薬品等に該当するものを確認した場合はすべて指導している状況であり、平年ベースでの監視店舗数を目標にしています。

【食品表示の確認状況】



食品表示110番を設置して相談に対応することにより、食に対する安心感を向上させます。

食品表示110番

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」（昭和25年法律第175号）に基づく食品表示に関する相談、要望等について幅広く対応することにより、食品表示の一層の適正化を図り、消費者の信頼を確保するため、京都府が開設

担当窓口	電話番号
農産流通課	075 - 414 - 4970
山城広域振興局農林商工部企画調整室	0774 - 21 - 3211
南丹広域振興局農林商工部企画調整室	0771 - 22 - 0133
中丹広域振興局農林商工部企画調整室	0773 - 62 - 2508
丹後広域振興局農林商工部企画調整室	0772 - 62 - 4315

食品に関する不当な広告、表示等について、くらしの安心推進員をはじめ、府民から情報提供していただくことなどにより、府民とともに監視を行います。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
くらしの安心推進員の登録者数	200名	200名	200名	200名	消費生活室

【数値目標の根拠】

くらしの安心推進員の登録者数

府民のボランティアとしての参画の推進目標。

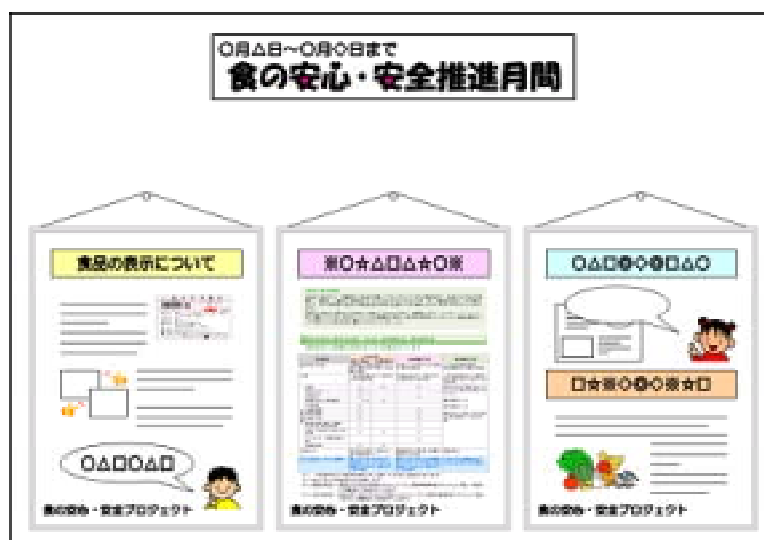
「くらしの安心推進員養成研修」の修了者の登録に加えて、福祉関係者等を対象とした「消費生活サポーターズ研修」の修了者にも呼びかけた上で登録していただき、登録者数を200名（単年度任期）にすることを目標にしています。

【くらしの安心推進員養成研修】



「食の安心・安全推進月間」を設定し、食品表示に関する啓発を行います。

[パネル展示のイメージ]



第3節 信頼づくり

食の安心・安全に関する情報提供を積極的に行うとともに、府民からいただいた意見を京都府食の安心・安全行動計画等に反映するなど、府民参画を進めます。

また、食品関連事業者と消費者との交流、消費者における学習活動等によるリスクコミュニケーションを推進することにより、食品関連事業者と消費者との信頼関係を築きます。

1 食の安心・安全に関する情報提供

現 状

食品による危害情報等を府ホームページ（「京の食“安心かわら版”」、「食の安心・安全プロジェクトホームページ」）などを通じて、府民に提供しています。

府ホームページ（「京の食“安心かわら版”（生活衛生室のホームページ）」、「きょうと食の安心・安全情報（食の安心・安全プロジェクトのホームページ）」）において、食の安心・安全に関する情報提供を迅速に行います。

【京の食“安心かわら版”】
（<http://www.pref.kyoto.jp/shoku-kawaraban/index.html>）



【きょうと食の安心・安全情報】
（<http://www.pref.kyoto.jp/shokupro/index.html>）



府が行った食品に関する監視指導の結果（「食品衛生監視指導計画」に基づく食品の収去検査の結果、農薬販売者・使用者及び登録肥料生産業者に対する立入検査の結果、JAS法等に基づく食品表示制度に関する立入検査の結果等）を公表します。

メールマガジンを希望し、会員に登録された府民に、食の安心・安全情報を提供します。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
メール会員登録者数 (累計数)	300名	600名	800名	1,000名	プロジェクト

【数値目標の根拠】

メール会員登録者数

食に関心のある消費者を会員登録することとし、毎年度、登録者数を増加させることを目標にしています。

府ホームページ（「食の安心・安全プロジェクトホームページ」）に、子ども向けコーナーを設けるなど、分かりやすい情報の提供に努めます。



2 顔の見える関係づくりの推進

現 状

座談会の開催等による消費者と食品関連事業者とが交流できる機会づくりなどを通じて、関係者相互の距離感を近付けることに努めています。

消費者と食品関連事業者とが交流する「食に関する座談会」を定期的を開催し、相互の意思疎通を図ります。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備 考
「食に関する座談会」の開催回数	4 回	4 回	4 回	4 回	プロジェクト
座談会のテーマを理解できた人の割合		7 割	7 割	7 割	プロジェクト

【数値目標の根拠】

「食に関する座談会」の開催回数

できるだけ多くの府民に参加してもらえよう府内4箇所で開催することを目標にしています。

座談会のテーマを理解できた人の割合

座談会のテーマについて、ほぼ理解できた人の割合を7割とすることを目標にしています。

【食に関する座談会】



消費者の産地見学会等を実施することによって、生産者と消費者との交流を促進し、お互いの理解を深めます。

【産地見学会】



府内の消費者団体、生産者団体等と連携して「食の安心・安全フォーラム」を開催し、食の安心・安全に関する取組を府民みんなで進めるという意識を醸成します。

〔フォーラムのイメージ〕



消費者が見学できる農業施設、食品製造施設等を、府ホームページ等で情報提供します。

〔農業施設の見学〕



3 食の安心・安全に関する知識の啓発・学習

現 状

食の安心・安全セミナー、消費生活センターや保健所での研修会の開催など、消費者が知識を習得する機会の提供に努めています。

また、府民からの要望により、出前講座を行っています。

「食の安心・安全セミナー」を開催し、食品の安全性に関する知識を啓発します。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備 考
「食の安心・安全セミナー」の開催回数	5回	4回	4回	4回	プロジェクト
セミナーのテーマを理解できた人の割合		7割	7割	7割	プロジェクト

【数値目標の根拠】

「食の安心・安全セミナー」の開催回数

できるだけ多くの府民に参加してもらえるように府内4箇所で開催することを目標にしています。

セミナーのテーマを理解できた人の割合

セミナーのテーマについて、ほぼ理解できた人の割合を7割とすることを目標にしています。

[食の安心・安全セミナー]



学校、地域等での学習会・消費者講座に講師を派遣し、食に関する知識の向上に向けた取組を推進します。

取組目標	計画	計画	計画	⑳計画	備考
講師の派遣回数	20回	20回	20回	20回	関係各課

【数値目標の根拠】

派遣回数
 要望に対しては、すべて対応することと
 しているため、実績をそのまま目標として
 設定しています。



[講師派遣のパフレット]

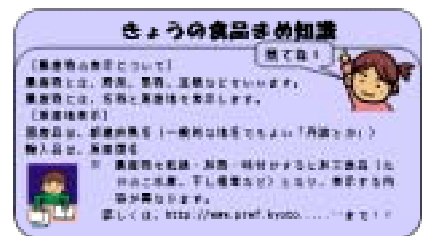
広告ちらしによる情報提供に協力していただける店舗と連携し、消費者に対する食品の安全性に関する知識の啓発を行います。

取組目標	計画	計画	計画	⑳計画	備考
広告ちらしによる 情報提供協力 店舗数 (累計数)	50店	150店	250店	350店	プロジェクト

【数値目標の根拠】

広告ちらしによる情報提供協力店舗数
 府内にある食品販売業者の店舗数（約1万
 店舗）のうち、最終的にはその1割程度（中、
 大型店）の1,000店舗と連携することを目標
 にしています。

【広告ちらしのイメージ】



「食の安心・安全推進月間」を設定し、消費者団体等と連携して食品の安全性に関する知識の啓発を行います。（再掲 P.30）

4 府民参画の推進

現 状

「京都府食品衛生監視指導計画」を策定するに当たっては、事前に府民の意見を聴いています。

また、意見交換会の開催により、食に関する情報の共有化に努めています。

府民の意見を反映した「京都府食品衛生監視指導計画」を毎年策定します。
(再掲 P.24)

府内における食の安心・安全に関する取組をテーマにして、消費者団体等との意見交換会を定期的に行い、その意見を安心・安全対策に反映させるとともに、相互の意思疎通を図ります。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備 考
消費者団体等との意見交換会の開催回数	4回	4回	4回	4回	プロジェクト
意見交換会の内容を団体等で情報伝達するなど活用した団体の割合		7割	7割	7割	プロジェクト

【数値目標の根拠】

消費者団体等との意見交換会の開催回数
四半期に一度開催することを目標にしています。

意見交換会の内容を団体等で情報伝達するなど活用した団体の割合
意見交換会に参加した団体等のうち、その7割が意見交換会での内容を団体等で情報伝達するなど活用することを目標にしています。

[消費者団体等との意見交換会]



府施策の毎年の実施状況について、府ホームページや府民意見交換会等で情報提供し、いただいた意見を翌年度の年度別計画に反映させます。

第3章 行動計画の管理・公表

1 行動計画の管理・公表

「京都府食の安心・安全行動計画」に基づく年度別計画を策定するとともに、年度別計画の実施状況を取りまとめ、府ホームページ等で公表します。

2 実施状況の評価と翌年度計画への反映

「京都府食の安心・安全行動計画」に基づく施策の年度別実施状況について、毎年、食の安心・安全審議会による評価が実施されます。
その評価は、翌年度の計画に反映させます。

府民意見交換会及び府ホームページにより府民から意見を求め、翌年度の計画に反映させます。

【付 録】 用 語 集

ア 行

遺伝子組換え食品

遺伝子組換え技術（組換えDNA技術）を応用した食品のことで、遺伝子組換え技術とは、ある生物から有用な遺伝子を取り出して、他の生物に導入する技術のことです。

遺伝子組換え食品は、安全性未審査のものは安全であるとはいえないことから、未審査のものが国内で流通しないよう、安全性審査（食品健康影響評価）を法律で義務化しています。

また、京都府では、京都府食の安心・安全推進条例において、府内で遺伝子組換え食用作物を栽培しようとする場合には、事前に栽培計画を周辺関係者に周知するとともに知事へ報告すること、一般食用作物との交雑混入防止措置を講じることを義務化しています。

いわゆる「健康食品」

健康によいと称して販売されている食品全般を言い、法律的な定義はなく、厚生労働省が審査しているものではありません。

衛生管理基準

「食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例」（平成12年京都府条例第5号）に基づく基準で、計画的な衛生管理の実施、製品等の自主検査の実施などを定めています。

エコ京都21

環境に配慮した取組を行っている事業所を知事が認定・登録する制度です。地球温暖化防止部門（地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組んでいる工場・事業場）、循環型社会形成部門（循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出削減に積極的に取り組んでいる工場・事業場）とエコスタイル部門（地域に密着し、又は創意あふれる環境配慮活動を行っている学校・地域・事業場等）の3部門があります。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年法律第110号）に基づき、「土づくり」、「化学農薬を減らす栽培」、「化学肥料を減らす栽培」の3つの技術を組み合わせた環境にやさしい農業についての導入計画を作成し、知事の認定を受けた農業者の愛称です。

認定を受けると、認定対象品目に、エコファーマーのマーク（全国共通）を貼付できます。

京都こだわり農法

優れた品質や生産力の強化によるブランド力の向上を図るため、伝統農法と最新技術を組み合わせ、農薬・化学肥料を軽減する農法です。

きょうと信頼食品登録制度

府が定める基準（京の食品安全管理プログラム）より高い水準の品質管理を行い、生産・製造情報を提供できる食品を登録し、府民にその情報を提供する制度です。

京の食品安全管理プログラム

「食品衛生新5S」（食品工場を清潔に保つため、「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」の手順をルール化したもの）を基本として、京都府の実態に即した品質管理システムの導入を手引にしたものです。

京のブランド産品

京野菜や他の農林水産物の中で、優れた品質が保証され、一定の生産量があって市場流通が可能なものを「京のブランド産品」として21品目を認定し、ブランドマークを貼って流通させています。

くらしの安心推進員

消費者と事業者との情報力・交渉力の格差は大きく、不当な広告や表示、高齢者などの弱者を狙った悪質商法、更には、新しい手口の犯罪的行為などによる消費者トラブルは増加しています。

そこで、京都府では、安心・安全な消費生活を実現するため、「声かけ運動」を通じて身近な人に消費生活情報を積極的に提供し、地域を見守っていただくボランティアとして、「くらしの安心推進員」を登録しています。

高病原性鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザのうち、全身症状など鳥に対して特に高い病原性を示す特定のウイルスによる疾病です。

なお、我が国では、H5亜型、H7亜型のタイプが家畜に感染した場合及びその他の高病原性のものを高病原性鳥インフルエンザとしています。

指定外添加物

食品添加物は、食品とともに人が摂取するものであり、安全性が十分確認されたものであることが必要です。

このため、食品添加物は、食品衛生法に基づき「人の健康を損なうおそれのない場合」として厚生労働大臣が指定するもの以外は原則として使用が認められませんが、このような指定がされていないものを指定外添加物といいます。

飼養衛生管理基準

伝染病予防を目的として、畜舎の清掃・消毒、野生動物の侵入防止等について、家畜（牛、豚、鶏）を飼養している者が順守すべき管理項目を定めた国の基準です。

食中毒予防推進強化月間

7月から9月までを「食中毒予防推進強化月間」と定め、府内で製造・販売された食品及び府内を流通する食品の安心・安全確保を目指し、食品の衛生的な取扱い、不良食品の排除、適正な表示の実施等について、府内の大規模食品製造施設をはじめ、食品関係営業者に対する監視・指導を強化しています。

食品衛生監視機動班

所属保健所等の枠を越えて「食品衛生監視機動班」を編成し、HACCP承認施設、高リスク食品の取扱い施設、広域流食品製造施設等を対象に、重点的・集中的な監視指導及び収去検査を実施しています。

食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき、国が定めた「食品衛生監視指導指針」に則って各都道府県が毎年策定するものです。

この計画では、府民の健康保護を図るための基本的な方向及び具体的な実施方法を定め、重点的かつ効果的できめ細かな監視・指導を実施していきます。

食品衛生指導員

食品衛生協会における活動の中核として、個々の営業施設を指導するなど実践的な活動を行っており、食品関係事業者によって自主的な衛生管理体制が確立されることに大きく貢献しています。

食品衛生推進員（京の食“安全見はり番”）

営業者等に対して、自主的な衛生管理の推進のための指導・助言を行う者（社団法人食品衛生協会の推薦に基づき、知事が委嘱）です。

サ 行 (続 き)

食品関連事業者

食品に携わっている事業者すべてを指します。

食品製造事業者はもちろん、農林水産業者や流通関係事業者なども含みます。

食品表示 110番

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(昭和25年法律第175号)に基づく食品表示に関する相談、要望等について幅広く対応することにより、食品表示の一層の適正化を図り、消費者の信頼を確保するため、京都府が開設しています。

CSR (企業の社会的責任)

法令を順守していればよいという考え方を超えて、雇用創出や税金納付等を通じた社会的貢献、環境への配慮等の考え方も取り入れて、企業と何らかの利害関係をもつ関係者に対して責任ある行動をとるという企業活動の考え方で

す。

スクリーニング検査

一般には、多数の中からある特定の性質を持つ物質・生物などを選別 (screen) する検査をいいます。

タ 行

畜産物の飼養管理に係る環境規範

畜産農家が環境との調和がとれた畜産経営を行うために必要と国が認めた項目 (家畜排せつ物の適正な管理 悪臭・害虫の発生防止 家畜排せつ物の利活用の推進など) についての規範の事です。

畜産物の生産における衛生管理システム

家畜伝染病の予防及び安全な畜産物の生産のため、微生物が侵入しないよう消毒の必要な場所や消毒回数等を管理する項目を定め、その記録から保存までを行うシステムです。

適正農業規範 (GAP)

農産物の安全性を確保するため、生産段階に加え、洗浄・選別・保管・出荷・輸送に至るまでの各段階も含め、総合的にリスク管理するための手法です。

タ 行 (続 き)

動物用医薬品

薬事法において、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品です。

牛、豚、鶏などの畜産動物や養殖魚などの病気の診断、治療又は予防などに使われるもので、その製造・販売・使用について薬事法で規制されています。

食品衛生法に基づき、残留基準が設定された場合、これを超える動物用医薬品が残留している食品は、販売禁止などの措置がとられます。

トレーサビリティ(生産履歴情報追跡)システム

食品の生産・加工・流通の各段階で記録をとり、管理することによって、食品がたどってきた過程を追跡可能にするシステムです。

ナ 行

農薬管理指導士

農薬に関する専門的な知識を有し、農薬の取扱い等に関する安全性の確保について強い意欲を持っている者(知事が認定)です。

農薬の残留基準値

農薬が残留した食品を摂取することによって、人の健康を損なうことがないよう、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」において、食品に残留する農薬の量の限度(残留基準値)が定められています。

残留基準値が設定された場合、これを超える農薬が残留する食品は、食品衛生上の危害を除去するために必要な範囲で販売禁止などの措置がとられます。

ハ 行

H A C C P (ハサップ; 危害分析重要管理点方式)

食品の安全性を高度に保障する衛生管理手法の一つです。

製造工程の各段階で発生する危害を分析し、その中でも極めて重要な危害の発生を防止できるポイントを重要管理点として定め、重点的に管理することにより、製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保する手法です。

B S E (牛海綿状脳症)

牛の病気の一つです。

B S Eに感染した牛では、B S E プリオンと呼ばれる病原体が、主に脳に蓄積することによって脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などの中枢神経症状が現れ、死に至ると考えられています。

八 行 (続 き)

ポジティブリスト制度

残留基準が定められている農薬等をリストとして示し、それ以外の農薬等が残留する食品の販売等を原則として禁止する制度。

平成15年の食品衛生法の改正により、食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品について、原則としていわゆる一律基準(0.01ppm)で規制し、残留等を認めるものについてポジティブリスト制度が導入されています。

これにより、残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通が原則として禁止されています。

ラ 行

リスク

食品中に危害要因が存在する結果として生じる健康への悪影響が生じる可能性とその程度(健康への悪影響が発生する確率と影響の程度)のことです。

リスクコミュニケーション

食の安心・安全に関する課題(リスク)について、関係者に対して可能な限り情報を開示し、ともに考えることにより、解決の道筋を探すことです。

ロット

製造業等において、まとめて同種の製品を生産する場合の生産単位です。